

災第08240002号  
令和4年8月24日

公益社団法人和歌山県トラック協会 会長 様

和歌山県危機管理監  
(公印省略)

災害時専用臨時設置給油設備（どこでもスタンド）の追加配備について（通知）

平素は、本県の防災行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、大規模災害時においても応急対策等の活動に必要な車両の燃料を円滑に供給するため、令和2年度に災害時専用臨時設置給油設備（以下「どこでもスタンド」という。）5台を導入し、「緊急・救援輸送及び荷さばき業務に関する協定書」に基づく貴協会及び会員事業者にどこでもスタンドの運用に御協力していただいているところですが、令和3年度に広域防災拠点等の機能強化を目的に5台追加導入しました。

つきましては、貴協会ホームページに運用に関する事項（別紙）や通知文を掲載いただき、会員事業者への協力の呼びかけ及び運用方法等の周知について、御協力を賜りますようお願いいたします。

【 担 当 】

和歌山県災害対策課 堀内

TEL : 073-441-2261

FAX : 073-422-7652

Mail : horiuchi\_h0017@pref.wakayama.lg.jp

# 災害時専用臨時設置給油設備（どこでもスタンド）の運用について

## 1. どこでもスタンドについて

- ・タンクローリーに直結して使用できる移動式の給油機
- ・あらかじめ消防本部へ使用の届け出を行えば、普段は別の用途に使用している場所（駐車場など）でも、災害時に給油所として使用可能となる

（原則として、機器  
1台につき1油種）



## 3. どこでもスタンドの運用について

## 2. 和歌山県への配備

災害時に緊急通行車両等への燃料給油体制を確保するため、

各所に1台、海草建設部は2台（輸送用）を配備

有田総合庁舎	有田郡湯浅町湯浅2335-1
日高川町防災センター	日高郡日高川町小熊3774-1
串本建設部庁舎	東牟婁郡串本町サンゴ台783-8
旧グリーンピア南紀	東牟婁郡那智勝浦町1057
東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘2-4-8
県立橋本体育館	橋本市北馬場455
海草建設部庁舎（輸送用2台）	和歌山市森小手穂227
和歌山県消防学校	和歌山市加太2362-19
西牟婁総合庁舎	田辺市朝日ヶ丘23-1

・なお、どこでもスタンドは可搬型であるため、上記以外の場所  
で給油所設置が可能

①災害協定に基づき、県は、県石油商業組合に、「どこでもスタンド」の設置場所へのタンクローリー派遣及び燃料供給を要請する。

②県石油商業組合は、組合員と調整し、「どこでもスタンド」へタンクローリー派遣及び燃料供給を行う。

③県石油商業組合がタンクローリー派遣が困難な場合は、県は、県トラック協会へタンクローリー派遣を要請し、県トラック協会は、会員と調整しタンクローリーを派遣する。

④県石油商業組合による燃料の供給が困難な場合は、県は、資源エネルギー庁に燃料供給の要請を行い、資源エネルギー庁から指定された元売り事業者等から燃料供給を受ける

### 【参考事項】

- ・どこでもスタンドへ派遣されるタンクローリーは、現地での拘束時間が生じます
- ・資源エネルギー庁に対して要請を行った場合、県外の油槽所で倉取りを行うことがあります